

「18歳選挙」が始まります

1 Part

平成27年6月19日に選挙権を18歳以上とする改正公職選挙法が公布されました。この法律は、平成28年6月19日に施行され、施行後に公示される国政選挙から、18歳以上の国民に選挙権が与えられることとなります。



自らの意見を一票に!

■なぜ「18歳以上」に引き下げられるの?

～若い世代の意見を、国や地方の政治にもっと反映されるようにするためです～



「選挙」とは、私たちの意見を政治に反映させるために、私たちの代表を選ぶ仕組みです。その代表を選ぶことができる権利を「選挙権」といい、一定の年齢（選挙権年齢）に達した国民に与えられる権利です。

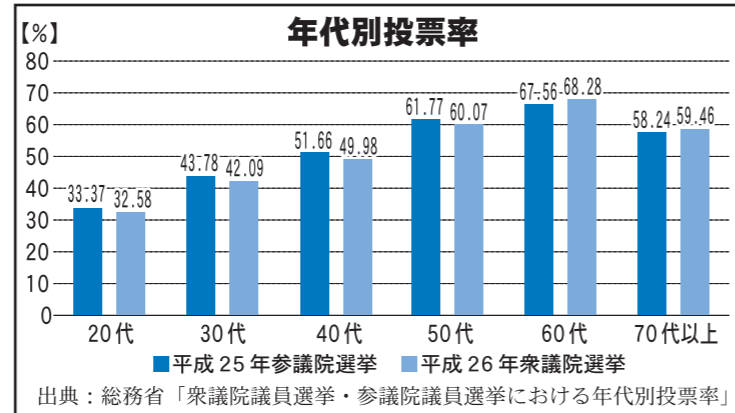
この選挙権年齢が「20歳以上」から「18歳以上」に引き下げられることとなりました。これは、若い世代の意見がもっと政治に反映されるようにし、より多くの若い人たちが選挙で投票できるようにしたものです。

■若い皆さんの声を未来に活かすために!

～あなたの意見を大切にしましょう～

よりよい暮らしを願って、私たちの代わりにその思いを実現してくれる人を選ぶ制度が「選挙」です。しかし、世代別にみると若い世代ほど投票率が低くなっていて、未来を生きていくはずの若い世代の意見が政治に届きにくくなっています。

選挙は皆さんの思いを政治に伝えるチャンスです。これから有権者になる皆さんは、ご自身の貴重な一票を大切にしましょう。



■どんな選挙で投票できるの?

～国会議員を選ぶ「国政選挙」や、都道府県の知事・市区町村長とそれらの議会の議員を選ぶ「地方選挙」で投票できます～

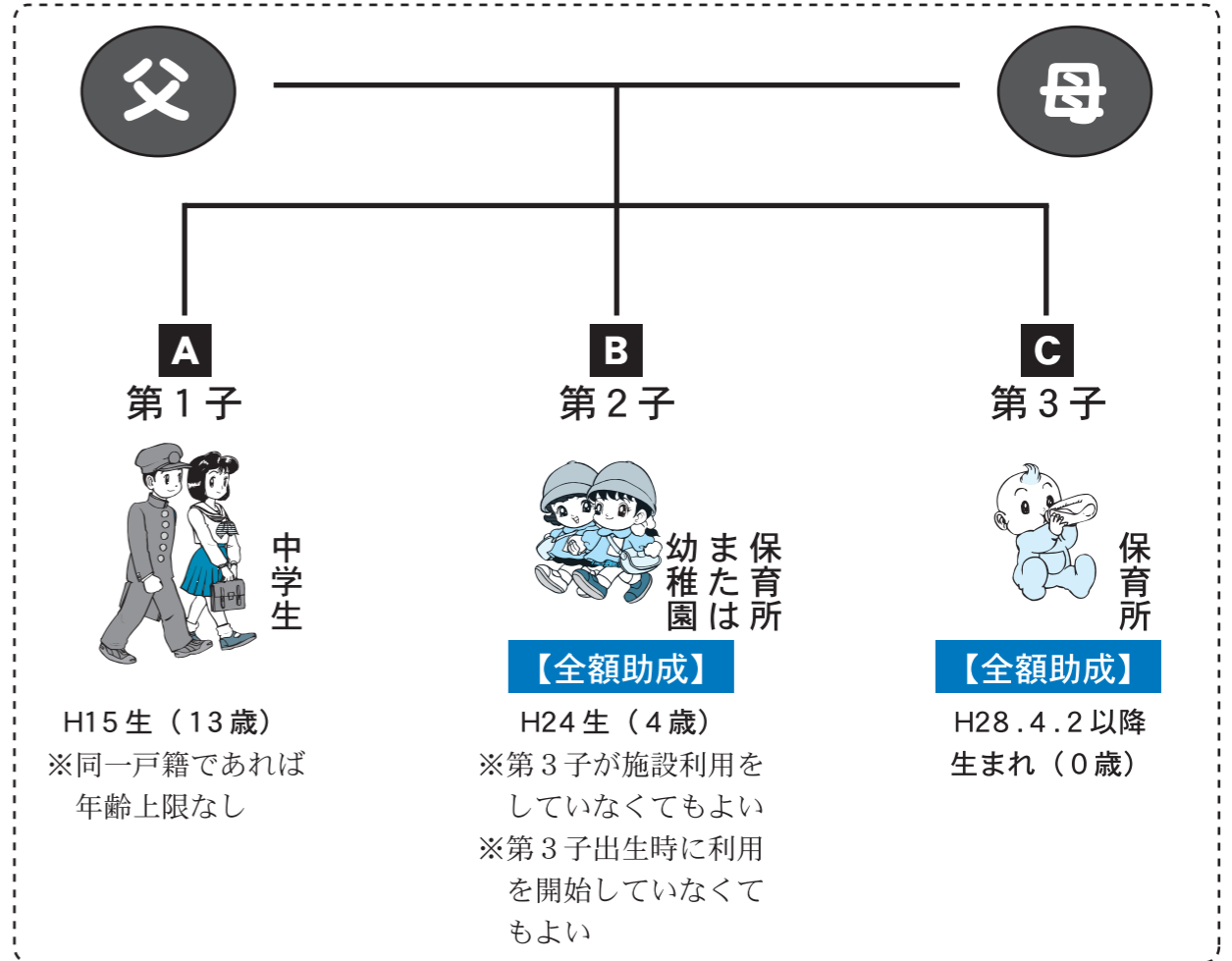
【選挙の種類と今後の予定】

種類		任期満了日	選挙執行予定時期
国	衆議院議員 小選挙区 比例代表	平成30年12月13日	平成30年12月頃 (解散の場合40日以内)
	参議院議員 選挙区 比例代表	平成28年7月25日	平成28年7月頃
秋田県	知事	平成29年4月19日	平成29年4月頃
	県議会議員	平成31年4月29日	平成31年4月頃
にかほ市	市長	平成29年11月12日	平成29年11月頃
	市議会議員	平成30年4月30日	平成30年4月頃

これらの議員や知事、市長などの仕事は、国民・県民・市民の代表として、国や地方の政治を行うことです。「政治」とは、国民や地域の住民からどのように税金を集め、その税金をどのように使うか決めること、また法律や条例、制度など国や地域のルールを作る事が大きな役割となります。こうした政治を行う代表者を選ぶための大事な手段が選挙であり、「有権者」になることは選挙を通じて、政治の過程に参加する権利を持つこととなります。政治に参加するには、誰かに任せるとはせず、積極的に課題を調べ、考え、自分なりに判断していただくことが大切です。



問合せ にかほ市選挙管理委員会事務局 ☎ 43-7506



すこやか子育て支援事業

第3子出生にともなう保育料助成の拡充について

平成28年4月1日から、第3子以降の出生数を増加させることを目的とし、保育料の助成の拡充を行います。

◆拡充の内容

第2子以降の子どもの保育料を全額助成の対象とする。出生順位を数える際、同一戸籍であれば、第1子の年齢上限は設けない。

◆対象外

新たな出生をとまわずに戸籍の子どもの数が3人以上になっても、全額助成の対象とはならない。

※出生後の戸籍の変更や、離婚、再婚、同一戸籍でない子どもなどの場合、助成の対象になるかどうかは、ご家族の状況により異なりますので、担当課までお問い合わせください。

※対象外のご家庭における「すこやか子育て支援事業」の助成については、現行のまま変更はありません。

学童保育クラブ

保護者が日中家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るものです。利用を希望する方は、直接各学童保育クラブに申し込みしてください。

【申込先】

(仁賀保地区)

- 仁賀保学童保育クラブ夢ハウス ☎ 36-2479
- 院内学童保育クラブ ☎ 36-3556
- 小出学童保育クラブ ☎ 36-2251

(金浦地区)

- 学童保育クラブたんぽぽサークル ☎ 38-3381

(象潟地区)

- 学童保育のびやかサークル ☎ 44-4350
- 学童保育星城クラブ ☎ 44-2310
- 上浜学童保育クラブ ☎ 44-8404

【問合せ先】 にかほ市福祉事務所 子育て長寿支援課 子育て長寿支援班 ☎ 32-3040